

令和6年度から育児休業に伴う 保育認定の取り扱いが変わります

長期の育児休業を取得される方のニーズに対応するため、育児休業における保育認定の取り扱いを変更します。

○対象 上の子が保育施設を利用している期間に、下の子のために育児休業する場合

○入所期間

現 行	令和6年度から
育児休業の対象となる児童が1歳の誕生日を迎える日の前日の月まで	育児休業期間最後の日の属する月まで

例：第2子が生まれた第1子の保育入所期間

今まで(現行)



令和6年度から



※現在育休中で、今までの制度によって退園になった場合は、新規申込が可能です。

令和6年4月から入所を希望する場合は、11月30日までに新規の申し込みをお願いします。申込方法は「Happy子育てひたちおおみや」をご確認ください。



Happy子育て
ひたちおおみや

問 こども課 こどもG ☎55-8069

土地建物の利用状況が変わる時は 届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例) 住宅を解体して駐車場などにした
山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている建物は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物の所有者に変更があったとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

○提出期限 12月28日(木)

○提出先 税務徴収課または各支所

※提出書類は窓口に備え付けてあります。

また、市ホームページからも

ダウンロードできます。



市ホームページ

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235

JR水郡線が昼間工事のため一部区間を 運休・時刻変更します

JR水郡線の上菅谷駅～常陸太田駅間で、線路設備の強化促進等のため、昼間集中工事を実施します。工事に伴い、一部列車が運休または時刻変更となりますのでご注意ください。

○工事実施日 12月12日(火)～14日(木)

1月16日(火)～18日(木)

2月6日(火)～8日(木)

○工事時間 10:30～14:30

○運休または時刻変更となる列車

【下り列車】

運休	上菅谷駅11:35発～常陸太田駅11:50着 上菅谷駅12:35発～常陸太田駅12:49着
時刻変更	上菅谷駅 13:35発 ⇒ 14:55発 常陸太田駅13:49着 ⇒ 15:09着

【上り列車】

運休	常陸太田駅12:00発～上菅谷駅12:14着 常陸太田駅13:11発～上菅谷駅13:25着
----	--

※運休に伴うバス等による代行運転は行いません。

詳しくは、JR時刻表またはJR東日本ホームページをご覧ください。

問 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社

☎029-227-5884